格付けにかかる加点数の計算方法について

とりネット(鳥取県公式ホームページ)の以下のところに表示されています。

鳥取県公式ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp//

(アクセス方法)

とりネットHP → トップページの下方 分野別県政情報「県土整備と交通」

 \downarrow

「鳥取県の県土整備」 (画面左側)

1

公共工事等の入札「格付関係」

1

加点研修について「格付けにかかる加点予定研修について詳しい内容はこちら」

↓ 格付けにかかる加点数の計算方法 「加点研修計算方法(47KB)」

(鳥取県ホームページの掲載文) 平成28年3月24日 現在

格付加点の方法

加点研修として決定された加点研修の受講者のうち、研修終了後のテストにより研修の効果があったと認められた者(以下「対象受講者」という。)の所属する有資格建設業者に対して以下のように加点する。

- ①受講者を会員等に限定した研修については1研修につき3点
- ②受講者を限定しない研修については1研修につき4点
- *①、②両方について、同一の研修で2人以上の職員(役員も含む)が対象受講者となっても一研修当たりの加点は変わらない。

ただし、**技術分野の研修についてのみ**、同一の研修で2人以上の職員(役員も含む)が対象受講者となった場合は、一研修当たりの点数は当該点数の倍の点数を加点する。

(例1)

経営分野及び人権・同和問題分野の場合(1研修当たり)

会員限定されている研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 3点

2人以上の場合 3点

(例2)

経営分野及び人権・同和問題分野の場合(1研修当たり)

会員限定されていない研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 4点

2人以上の場合 4点

(例3)

技術分野の場合(1研修当たり)

会員**限定されている**研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 3点

2人以上の場合 3×2=6点

(例4)

技術分野の場合(1研修当たり)

会員**限定されていない**研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 4点

2人以上の場合 4×2=8点

- 〇技術分野の研修は、加点研修として決定された発注工種にのみ格付加点する。
- 〇経営分野の研修においては、建設業者の常勤役員が対象者である場合のみ加点対象となる。その他の分野の研修においては対象受講者の役職を問わない。
- 〇技術分野、経営分野及び人権・同和問題分野のすべてにおいて対象受講者として 加点対象となっている者でなければ、格付において集計されない。
- 〇格付における加点集計の上限は、発注工種ごとに30点

〇点数の計算(合算)方法

(例1)

■技術分野 4点×4研修分=16点

(1研修1人が対象となっている場合)

■人権・同和問題分野 4点×2研修分= 8点

■経営分野 4点×1研修分= 4点

格付加点 28点

(例2)

■技術分野 4点×4研修分=16点

(1研修1人が対象となっている場合)

■人権·同和問題分野 4点×2研修分= 8点

■経営分野 未受講

格付加点 0点

* 経営分野の加点対象受講者がいないため

<u>技術分野、経営分野及び人権・同和問題分野のすべての受講をしテストに合格していなければ、格付の点数計算に計上されない。</u>